



〔(2) 賛助会員・(3) 学生会員用〕

## 「全国放牧畜産ネットワーク協議会」加入のご案内 ～ 放牧畜産農家や放牧畜産物を応援しよう！！～

平成31年2月13日、「放牧畜産基準認証」を受けた全国の畜産経営等が中心となって「全国放牧畜産ネットワーク協議会」を設立しました。

当協議会は、①放牧の良さの情報発信、②放牧畜産農家や放牧畜産を志す者などによる勉強会及び情報交換会の開催、③「放牧畜産基準認証」を取得した放牧畜産物による6次産業化の推進と、これら畜産物の販売促進活動、④消費者への安全・安心な畜産物の提供、⑤新たな畜産の担い手の確保を目的としています。

是非、皆様方にも放牧畜産を応援していただきたく、当協議会に加入いただければ幸いです。

### 記

#### 〔会員へのサービス〕

- ① 冊子『放牧通信』の配布・・・全国の「放牧畜産農家」や「放牧畜産物」の情報を年2回（予定）郵送します。
- ② 研修会・勉強会・イベントのご案内・・・放牧畜産に関する研修会や勉強会、ファーマーズ&キッズフェスタ等の消費者向けのイベント情報等をホームページやメールマガジンでご案内します。

#### 〔加入手続きの流れ〕

- ① 別添「加入申込書」に必要事項をご記入の上、当協議会に郵送又はファックス（03-3251-6507）でお申し込み下さい。
- ② 当協議会の指定口座に年会費をお振込み下さい。
- ③ 「加入申込書」を受領し、お振り込みを確認した時点で、会員登録が完了します。
- ④ 会員有効期間は「1年間」です。

#### 〔年会費振込み口座〕

- ① 銀行名・支店名 : 三菱UFJ銀行 八重洲通支店
- ② 口座種別・口座番号 : 普通預金 0598212

#### 〔会員区分と年会費について：全国放牧畜産ネットワーク協議会規約（第7条）〕

会員区分		会費
(2) 賛助会員	個人（第3条の目的に賛同する個人）	2,000円/人
	個人以外（ 〃 企業, 行政, 団体等）	10,000円/社等
(3) 学生会員	18歳以上の学生	1,000円/人



# 全国放牧畜産ネットワーク協議会規約

平成31年2月13日 制定

- (名称)  
第1条 この会は、全国放牧畜産ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。
- (事務所)  
第2条 協議会は、事務所を一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）内に置く。
- (目的)  
第3条 協議会は、放牧畜産技術及び放牧畜産によって生産された畜産物の普及を図るとともに、放牧畜産を志向する会員相互間の情報交換、放牧畜産の情報発信等を通じ、わが国畜産の健全な発展に寄与することを目的とする。
- (事業)  
第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 放牧畜産技術に関する普及啓発  
(2) 研修会・検討会の開催  
(3) 放牧畜産に関する調査、情報の収集・提供  
(4) 放牧畜産物の普及促進  
(5) 会員相互の情報交換  
(6) 放牧畜産振興に関する農政活動  
(7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業
- (会員)  
第5条 協議会は、次のものをもって構成する。  
(1) 会員  
1) 個人会員（畜産経営者）  
① 放牧畜産基準認証要領に掲げる「放牧畜産基準」及び「生産基準」認証を受けた個人の畜産経営者及び法人の畜産経営の代表者  
② 既に放牧畜産を実践している個人の畜産経営者及び法人の畜産経営の代表者  
③ 今後、放牧畜産を行う予定の個人の畜産経営者及び法人の畜産経営の代表者  
2) 組織会員  
① 放牧畜産経営者が組織する放牧を推進する団体  
② 放牧畜産基準認証要領に掲げる「生産基準」の認証を受けた企業・団体等  
(2) 賛助会員  
第3条の目的に賛同する企業、行政機関、団体及び個人  
(3) 学生会員  
第3条の目的に賛同する18歳以上の学生
- (入会)  
第6条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。
- (会費)  
第7条 会員は、別に定めるところにより会費を毎年度納入しなければならない。  
(1) 会員  
1) 個人会員（畜産経営者）  
一人5,000円  
2) 組織会員  
① 地域の放牧研究会等の組織は、会員数×5,000円  
② 放牧（酪農）牛乳生産基準、放牧（酪農）乳製品生産基準、放牧牛肉生産基準の認証取得した企業等は10,000円、ただし生産される畜産物に「放牧畜産基準認証マーク」を表示している企業等は5,000円  
(2) 賛助会員  
① 個人は2,000円  
② 個人以外は10,000円  
(3) 学生会員（18歳以上の学生）  
① 一人1,000円
- (退会)  
第8条 会員は、次の各号の事項に該当する時は、協議会を退会とする。  
(1) 会員から退会の申し出があった時  
(2) 会費が2年以上未納となった時
- (除名)  
第9条 会員が、協議会の事業を妨げ、協議会の名誉を毀損する行為をした場合には、総会の議決を経て除名する。
- (役員)  
第10条 役員は総会において選出することとし、理事12名以内、監事2名以内をおく。  
2 役員のうち5名以内は学識経験者のうちから選任することが出来る。  
3 理事のうちから会長1名、副会長3名、専務理事1名を互選する。  
4 会長は協議会を代表し、副会長は会長を補佐して業務を掌理し、専務理事は会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。  
5 役員の任期は2年とする。  
6 補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。
- (顧問)  
第11条 協議会に顧問を置くことができる。  
2 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (総会及び理事会)  
第12条 協議会の運営に関する事項を審議するため、会長は、総会又は必要に応じて理事会を招集する。  
2 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。  
3 総会及び理事会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半をもって決する。  
4 総会の議決を要する事項は、次のとおりとする。  
(1) 規約の変更及び改廃  
(2) 役員を選任  
(3) 解散  
(4) 事業計画及び収支予算の承認  
(5) 実績報告及び決算の承認  
(6) その他必要な事項  
5 理事会は、協議会の運営等に必要な事項を審議する。  
6 総会及び理事会は書面により実施できるものとし、表決権を行使した者は出席したものと見なす。
- (監査等)  
第13条 会長は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、収支決算報告書等を作成し、監事の監査を受けるとともに、その結果について理事会及び総会の承認を得なければならない。
- (事務局)  
第14条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。
- (附則)  
1 設立時に選任された役員の任期は、第10条第5項の規定にかかわらず次期定時総会の終了時までとする。  
2 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。  
3 この規約は、平成31年2月13日から施行する。

全国放牧畜産ネットワーク協議会 役員名簿

平成 31 年 2 月 13 日

区分	役職名	氏名	所属及び所在地
理事 1	会長	酪農経営 橋本 晃明	十勝アルプス牧場 北海道上川郡清水町字清水第 6 線 31 番地
理事 2	副会長	酪農経営 二瓶 昭	二瓶牧場 北海道厚岸郡浜中町茶内西 15 線 111
理事 3	副会長	酪農経営 竹中 勝雄	上床牧場株式会社 鹿児島県始良郡湧水町川添 2439-27
理事 4	副会長	肉用牛一貫経営 井 博明	民宿・農家レストラン山の里（池山牧場） 熊本県阿蘇郡産山村大字田尻 202
理事 5	専務理事	常務理事 岡野 和夫	一般社団法人日本草地畜産種子協会 東京都千代田区神田紺屋町 8 NCO 神田紺屋町ビル
理事 6	理事	酪農経営 小林 治雄	小林牧場 北海道中川郡中川町大富 545-15
理事 7	理事	酪農経営 上野 裕	農事組合法人新利根協同農学塾農場 茨城県稲敷市市崎 2381
理事 8	理事	肉用牛一貫牧場 小笠原 英毅	北里大学獣医学部附属フィールドサイエンスセンター八雲牧場 北海道二世郡八雲町上八雲 751
理事 9	理事	肉用牛繁殖経営 山本 喜行	ふるさと牧場 山口県防府市大字久兼 410
理事 10	理事	酪農経営 吉川 友二	ありがとう牧場 北海道足寄郡足寄町茂喜登牛 98-4
監事 1	監事	参与 廣濱 清秀	一般社団法人家畜改良事業団 東京都江東区冬木 11-17 イシマビル 17F
監事 2	監事	参与 浅沼 達也	一般社団法人中央酪農会議 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 9 階

(顧問)

顧問 1	顧問	会長 野口 政志	一般社団法人日本草地畜産種子協会 東京都千代田区神田紺屋町 8 NCO 神田紺屋町ビル
------	----	-------------	--